

## 不利益処分の処分基準

(整理番号    -    )

処      分      名	贈与税・相続税の納税猶予、金融支援または会社法特例の適用の前提となる認定の取消し	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第9条第1項から第3項まで、第14項または第15項	
所管部課グループ名	創業・経営課経営支援グループ（電話 0776-20-0367（内線 2716））	
処 分 基 準	項                  目	内                                  容
		<ul style="list-style-type: none"><li>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第9条第1項から第3項まで、第14項または第15項の規定による。</li></ul> <p>(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第9条第4項から第9項まで、第16項または第17項の規定により準用する場合を含む。)</p>
設定年月日      平成 29 年 4 月 1 日設定（令和元年 9 月 1 日最終変更）		

## 不利益処分の処分基準

(整理番号 - )

処 分 名	贈与税猶予から相続税猶予への切替の確認の取消し	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条第 13 項	
所管部課グループ名	創業・経営課経営支援グループ（電話 0776-20-0367（内線 2716））	
処 分 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条第 13 項の規定に該当すること。</li></ul>
設定年月日 平成 30 年 4 月 1 日設定（令和元年 9 月 1 日最終変更）		

## 不利益処分の処分基準

(整理番号    -    )

処 分 名	特例承継計画、承継計画または個人事業承継計画の確認の取消し	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 19 条第 1 項または第 2 項	
所管部課グループ名	創業・経営課経営支援グループ（電話 0776-20-0367（内線 2716））	
処 分 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 19 条第 1 項または第 2 項の各号のいずれかに該当すること。</li></ul>
設定年月日    平成 30 年 4 月 1 日設定（令和元年 9 月 1 日最終変更）		